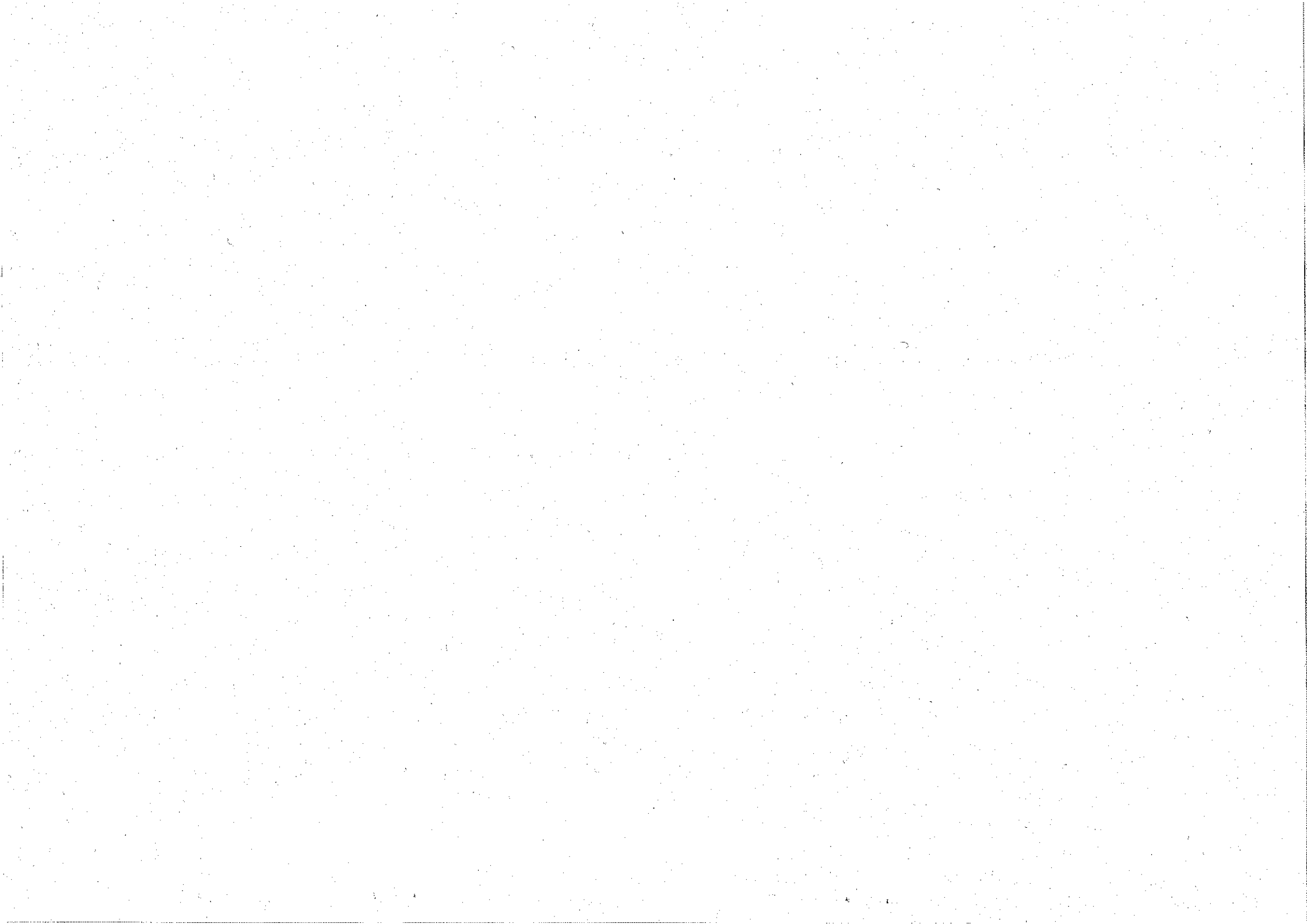


平成22年第2回箕面市議会定例会議案
(追加第2号)

報告第16号	箕面都市開発株式会社経営状況報告の件	1
報告第17号	箕面わいわい株式会社経営状況報告の件	3
報告第18号	財団法人箕面市文化振興事業団経営状況報告の件	5
報告第19号	財団法人箕面市国際交流協会経営状況報告の件	7
報告第20号	財団法人箕面市障害者事業団経営状況報告の件	9
報告第21号	財団法人箕面市医療保健センター経営状況報告の件	11
報告第22号	箕面市土地開発公社経営状況報告の件	13
報告第23号	専決処分の報告の件（市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解）	15



報告第16号

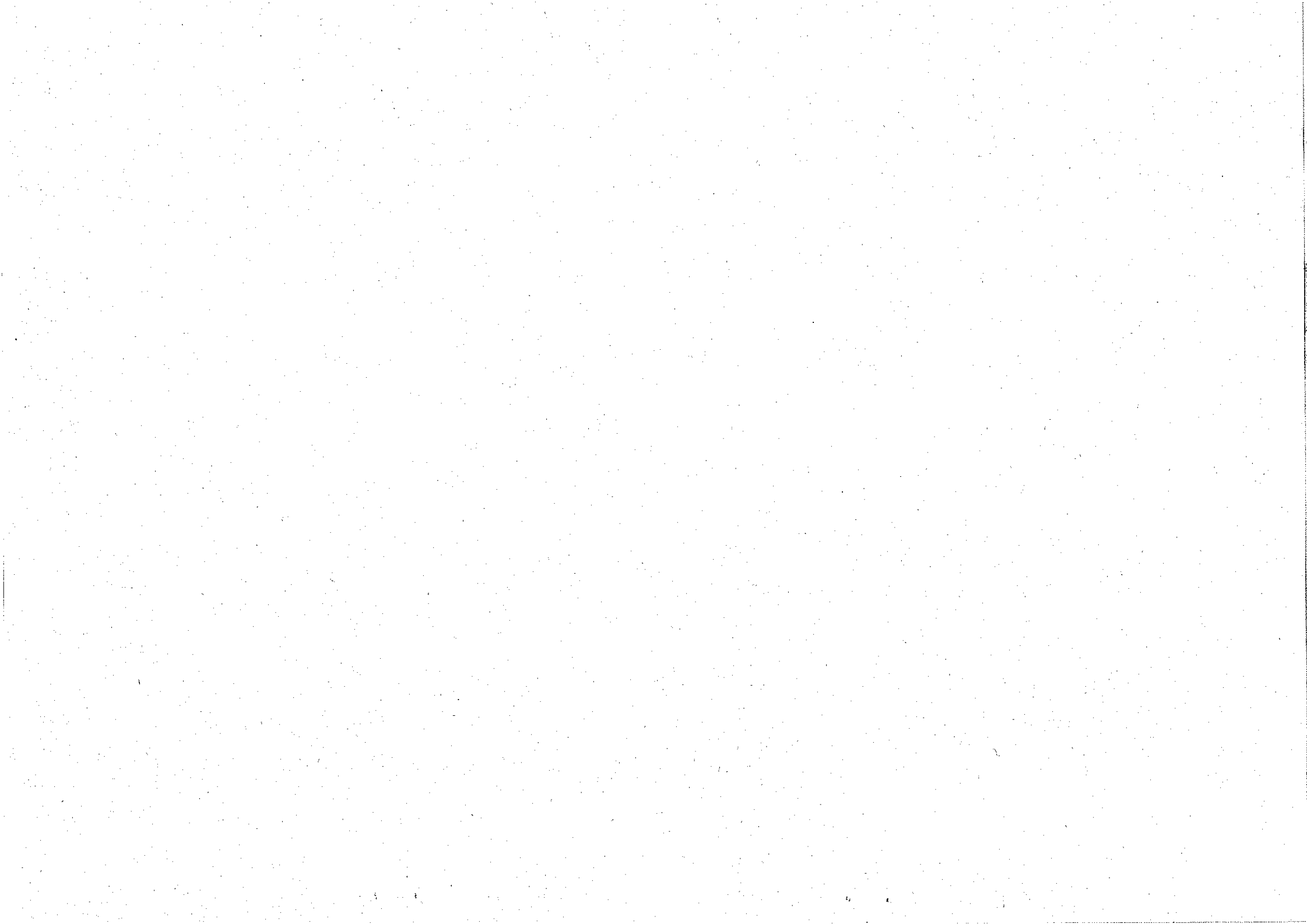
箕面都市開発株式会社経営状況報告の件

箕面都市開発株式会社第33期事業報告並びに平成22年度箕面都市開発株式会社事業計画及び予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成22年6月14日提出

箕面市長 倉田哲郎

別冊のとおり



報告第17号

箕面わいわい株式会社経営状況報告の件

箕面わいわい株式会社第6期事業報告並びに平成22年度箕面わいわい株式会社事業計画及び予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成22年6月14日提出

箕面市長 倉田哲郎

別冊のとおり

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF CHEMISTRY
5800 S. UNIVERSITY AVENUE
CHICAGO, ILLINOIS 60637
TEL: 773-936-3700
WWW.CHEM.UCHICAGO.EDU

報告第18号

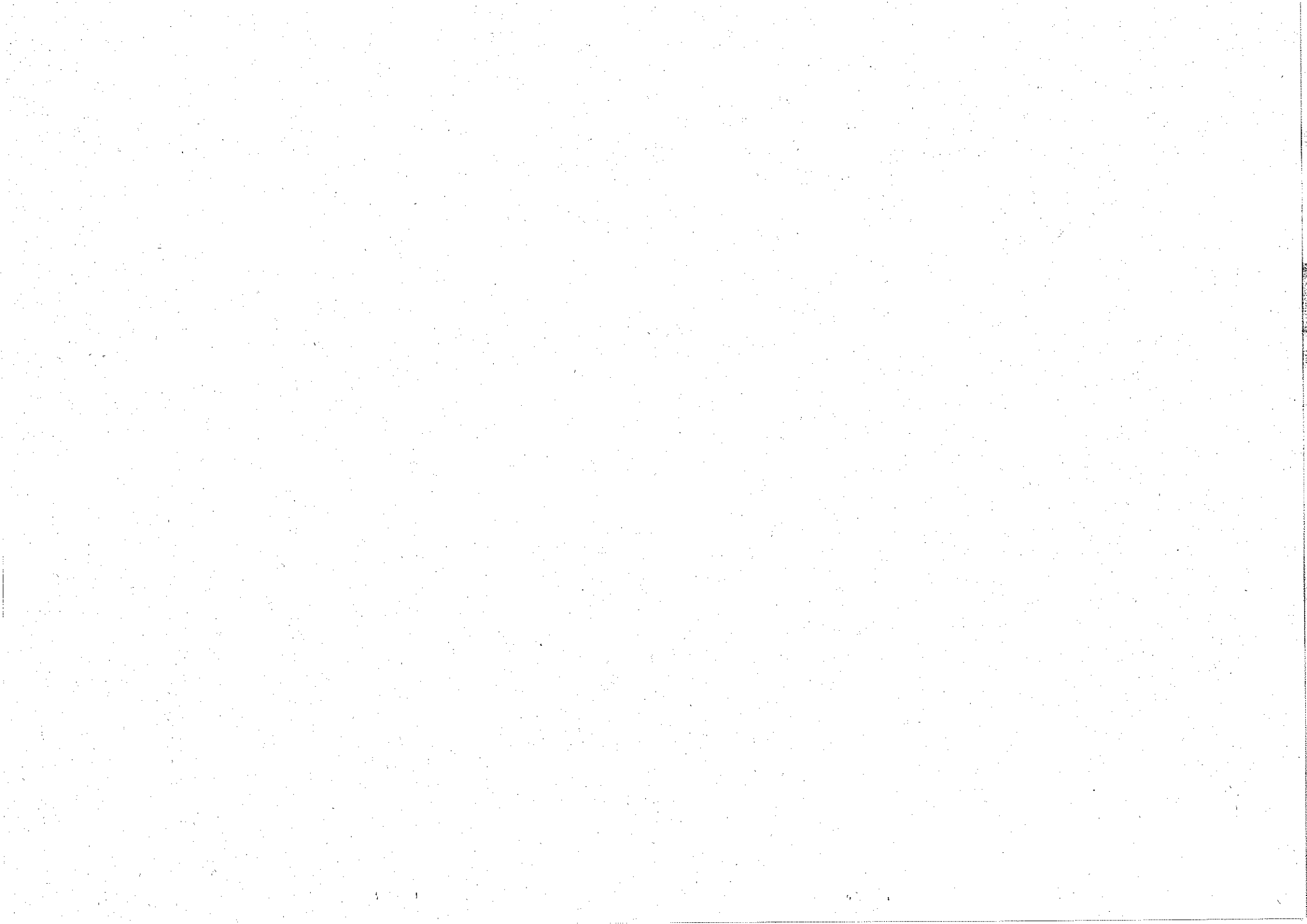
財団法人箕面市文化振興事業団経営状況報告の件

平成21年度財団法人箕面市文化振興事業団決算並びに平成22年度財団法人箕面市文化振興事業団事業計画及び予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成22年6月14日提出

箕面市長 倉田哲郎

別冊のとおり



報告第19号

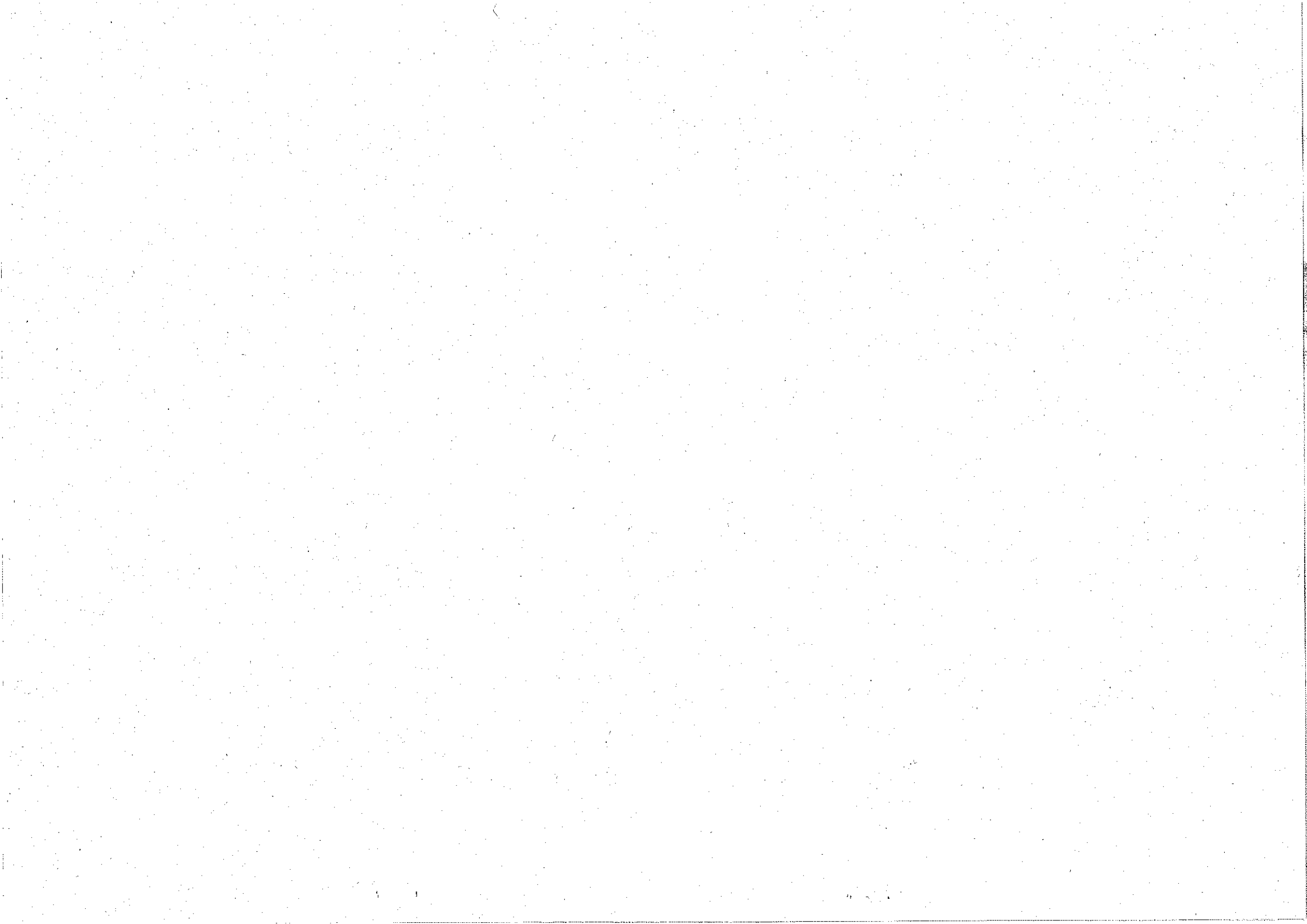
財団法人箕面市国際交流協会経営状況報告の件

平成21年度財団法人箕面市国際交流協会決算並びに平成22年度財団法人箕面市国際交流協会事業計画及び予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成22年6月14日提出

箕面市長 倉田哲郎

別冊のとおり



報告第20号

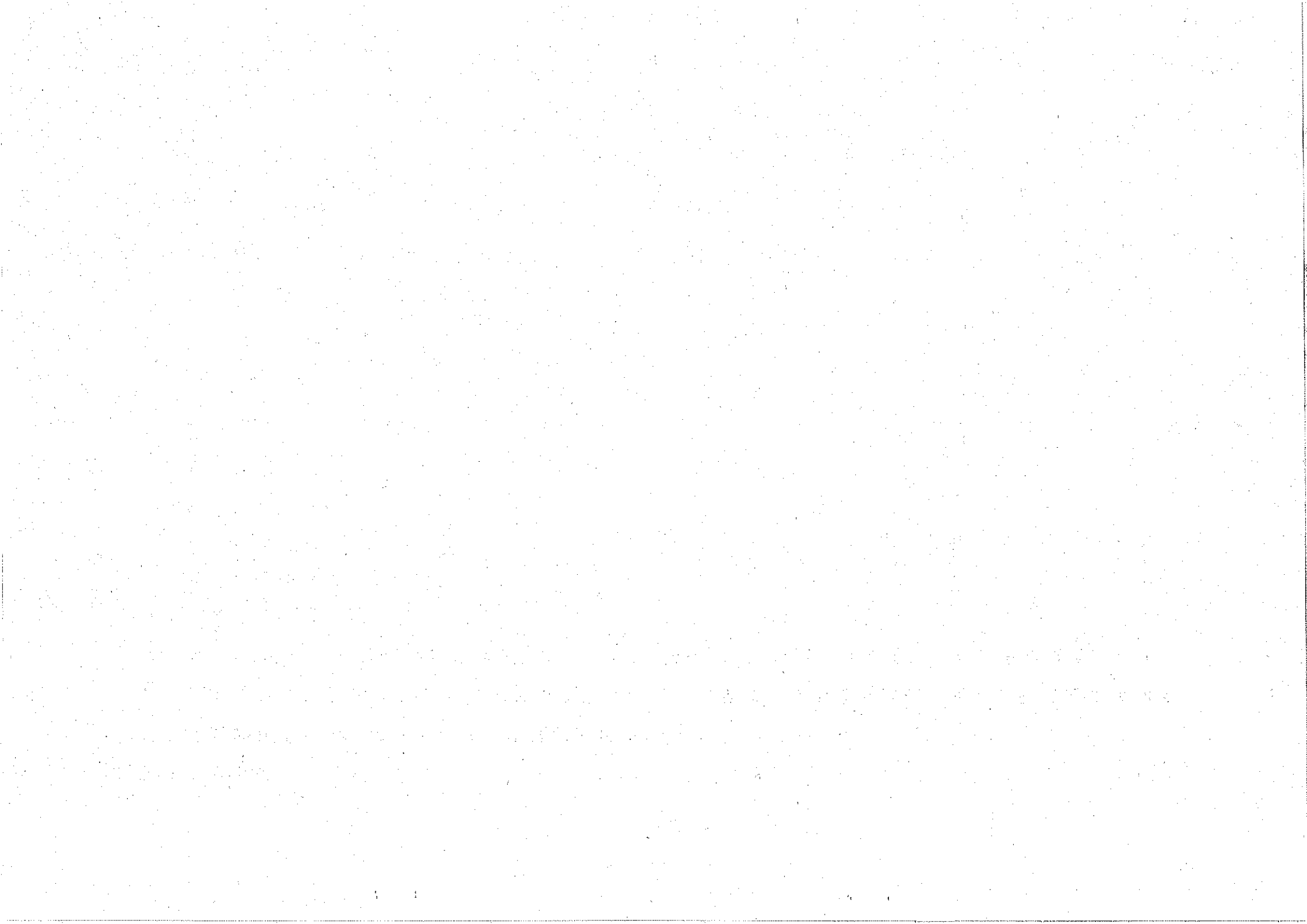
財団法人箕面市障害者事業団経営状況報告の件

平成21年度財団法人箕面市障害者事業団決算並びに平成22年度財団法人箕面市障害者事業団事業計画及び予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成22年6月14日提出

箕面市長 倉田哲郎

別冊のとおり



報告第 2 1 号

財団法人箕面市医療保健センター経営状況報告の件

平成 2 1 年度財団法人箕面市医療保健センター決算並びに平成 2 2 年度財団法人箕面市医療保健センター事業計画及び予算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

平成 2 2 年 6 月 1 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

別冊のとおり



報告第 2 2 号

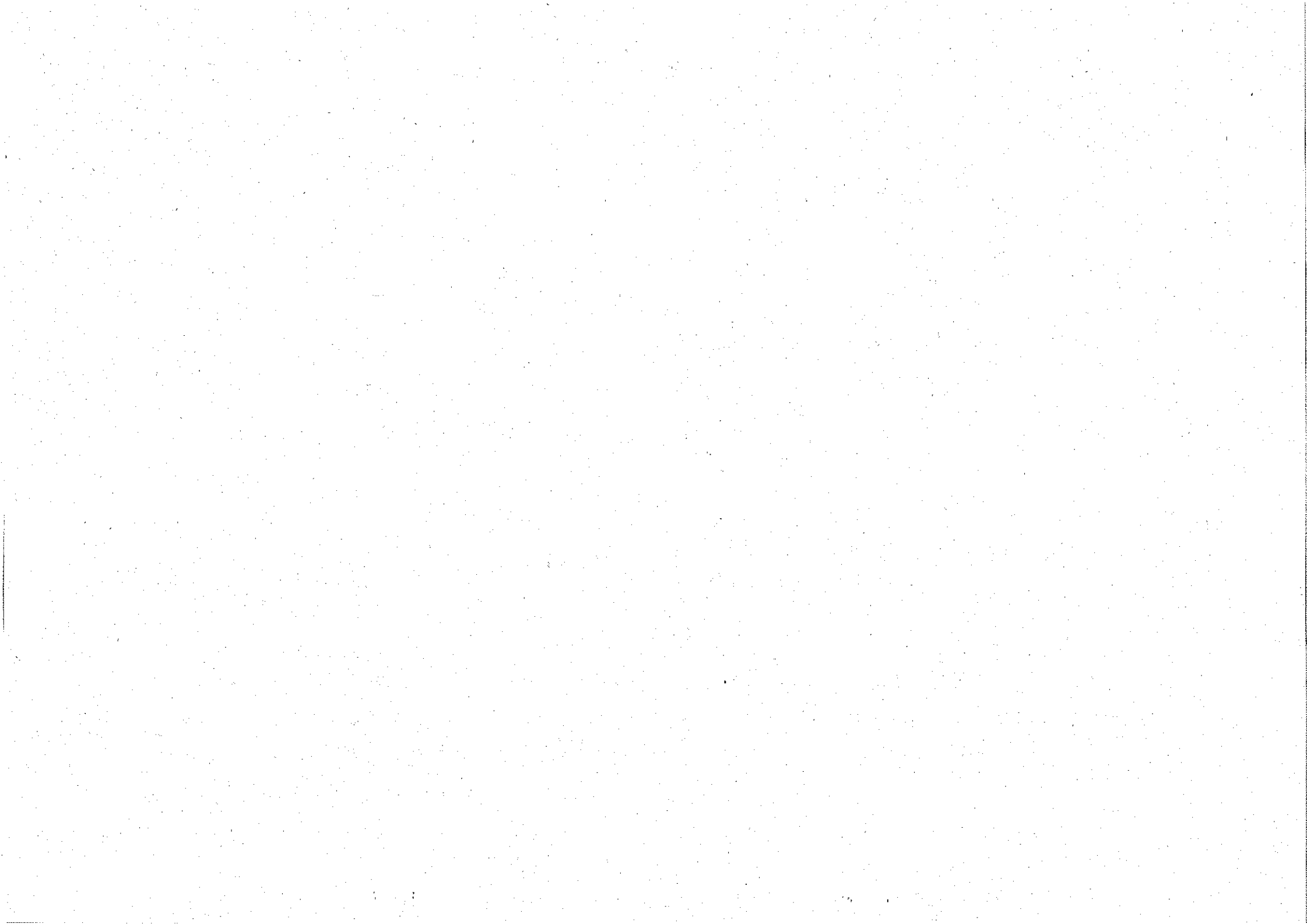
箕面市土地開発公社経営状況報告の件

平成 2 1 年度箕面市土地開発公社決算並びに平成 2 2 年度箕面市土地開発公社事業計画及び予算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

平成 2 2 年 6 月 1 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

別冊のとおり





報告第 2 3 号

専決処分の報告の件

市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙「専決処分書」のとおり次の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 2 年 6 月 1 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- 1 事故発生日時 平成 2 1 年 1 1 月 2 日 午後 0 時 5 0 分頃
- 2 事故発生場所 箕面市桜四丁目 5 0 9 番 1 地先 市道牧落公園線歩道内
- 3 相手方 

- 4 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が自転車で走行していたところ、市が歩道内車道脇の横断防止柵に設置した「放置自転車の禁止看板」が、突風で舞い上がって相手方の自転車に当たり、その弾みで相手方が自転車ごと転倒し、左肘を複雑骨折したものである。
- 5 和解の内容 1 本件事故に係る相手方対市の過失割合は、1 対 9 であることを、相手方及び市の双方が確認する。

- 2 本件事故による相手方の損害額（ただし、治療がいったん終了し、平成22年4月16日に職場復帰するまでの休業に係る損害に限る。以下単に「休業損害」という。）は、336,740円とし、市は、相手方に303,066円を支払う。
- 3 本件事故により負傷した相手方の治療費等の損害額（休業損害を除く。）が確定したときは、別途和解契約書を締結する。

6 和解年月日 平成22年5月24日

写

専決第 9 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解の件

平成21年11月2日箕面市桜四丁目509番1地先路上において発生した人身事故に関し、
を相手方とし、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により別紙のとおり和解する。

平成22年 5月 21日専決

箕面市長

倉田哲郎

別紙の和解契約書は、報告第23号専決処分の報告の件の和解内容と同様であるため省略する。



